

---

## 第2回 日 吉 津 村 議 会 定 例 会 会 議 錄 [第4日]

令7年6月20日（金曜日）

---

### 議事日程（第4号）

令和7年6月20日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める陳情  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 請願第 1 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 32 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 33 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 34 号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）
- 日程第 6 議案第 35 号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）
- 日程第 7 発委第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 8 発委第 2 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書について
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第 10 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 11 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 12 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める陳情  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 請願第 1 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 32 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 33 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例

- 日程第 5 議案第 34 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 6 議案第 35 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 7 発委第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 8 発委第 2 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書について
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第 10 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 11 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 12 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員（10名）**

1番 齋 田 光 門	2番 加 藤 修
3番 江 田 加 代	4番 長 谷 川 康 弘
5番 前 田 昇	6番 石 原 浩 明
7番 河 中 博 子	8番 橋 井 満 義
9番 松 田 悅 郎	10番 山 路 有

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 里 英樹	書記 ----- 森 下 瞳
---------------	----------------

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ----- 中 田 達 彦	副村長 ----- 小 原 義 人
総務課長 ----- 橋 田 和 久	住民課長 ----- 森 由紀子
福祉保健課長 ----- 矢 野 孝 志	建設産業課長 ----- 福 井 真 一
教育長 ----- 奥 田 和 弘	教育次長 ----- 横 田 威 開
会計管理者 ----- 景 山 美 穂	

---

**午後1時30分 開議**

**○議長（山路 有君）** 皆さんこんにちは。 ただいまから令和 7 年 6 月第 2 回定例

会最終日を開会いたします。

議員各位におかれましては、定例会会期 15 日間ご苦労様でした。

この度は昨年に続き、日曜日会を開催することができました。改めて皆様のご理解、ご協力に感謝する次第であります。ありがとうございました。傍聴された皆様のご意見を反映した中で、議会活動により一層のご理解を賜りたく思うところであります。

それでは本日の会議に入ります。

ただ今の出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第 1 陳情第 5 号

○議長（山路 有君）　日程第 1、陳情第 5 号地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（9 番 松田 悅郎君）　日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長松田悦郎。

請願・陳情審査報告。本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

総務経済常任委員会の陳情審査報告、総務経済常任委員会に付託されました陳情第 5 号地方財政の充実・強化を求める陳情を、6 月 10 日 13 時 30 分から委員会室におきまして審査を行いましたので、その審査と結果について報告します。出席議員は、敬称略させていただきます。橋井、加藤、斎田、山路、松田の常任委員 5 人で慎重審議を行いその審査経緯と結果報告します。

陳情の主な趣旨は、社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱酸素化、物価高騰対策、防災減災、地方交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政受給を的確に把握するとともに、それを支える人材費を重視しつつ、現行の水準にとどまらないより積極的な地方財政の確保、充実を図るなどあります。

審査で出された主な意見としまして、国内の中小企業倒産は戦後最大と言われ、これにより地方財政も苦しい状況であるので、更に地方財政の充実・強化を図るべきである。

つぎに国内で一番の問題は米問題でありますが、それにより行政から支援など地方創生が大事である。そこで、行政が指導する地方財政の充実と強化は必要である。つぎに陳情の 11 項目は全て理解できる。つぎに米は地方が作って都市に流れてる実態があるので、地方財政の充実化を図ることは重要である。などの意見があり、全会一致で採択すべきとなりました。

皆様のご賛同よろしくお願ひして報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようでの討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

## 日程第2 請願第1号

○議長（山路 有君） 日程第2、請願第1号、1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願を議題といたします。本請願は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中委員長。

○教育民生常任委員長（7番 河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託されました請願第1号を審議した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告致します。

請願第1号、令和7年6月20日、日吉津村議会議長山路有様。教育民生常任委員長河中博子。請願提出者、鳥取市西本品510-7 新日本婦人の会鳥取県本部会長岡本裕子、紹介議員は江田加代さんです。

請願の件名、1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願。審議は6月10日朝9時から議会委員会室で行いました。出席者、敬称略します。長谷川康弘、石原浩明、河中博子、以上教育民生常任委員3名と議会事務局から里英樹事務局長の4名です。

なお、教育民生常任委員会は5名による構成ですが、当日都合により2名が欠席し、3名で行いました。審議は採択2でその結果採択となりました。請願の概要です。

現在、日本の民法では夫婦別姓での婚姻は認められてはおらず、そのため望まぬ改姓や事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実です。夫婦同姓を強制している国は日本以外ではなく、憲法が保障した両性の平等と基本的

人権に反します。現在、政府は通称使用の拡大で夫婦同姓を押し通そうとする動きもありますが、通称使用の弊害は混乱を深めるだけで、何の解決にもならないと指摘されています。

最高裁判所は夫婦同姓の強制は合憲という判断を示し、制度の在り方については、国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに、選択的夫婦別姓を望む声は高くなっています。1日も早く、選択的夫婦別姓を導入するよう意見書を上げてくださいといふのです。

審議では時代の流れの中で選択的となっているので、導入しても良い、採択。名前は人権である、女性に不利益を与える制度は改めるべきだ、採択、といった意見が積極的に交わされ、採決の結果、採択2で採択と決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。 請願第1号の質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。 最初に反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 次に賛成討論はありませんか。

齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 1番、齊田です。1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、反対の立場で討論いたします。

まず、本日の報道にもありました、選択的夫婦別姓制度の審議は参議院選挙を控えておりまして、各党の思惑が交差しております。次期の国会にて審議の方は持ち越されました。現状の夫婦同姓制度は夫婦でありながら、妻が夫の姓を名乗れない別姓制度よりも、より絆の深い一体感のある夫婦関係、家庭関係を築くことのできる制度であります。日本では夫婦同姓はふつうこととして、何も疑問を覚えるようなことはなく、なんの不都合も感じない家族制度であると感じております。結婚することにより同じ姓となり、新たな家庭を築くという喜びを持つ、夫婦の方が圧倒的に多数であるというふうに聞いております。

現在の日本におきまして、選択的夫婦別姓制度を導入しなければならない合理的な理由は何一つありません。選択的夫婦別姓制度を導入することにより、このような個人主義的な思想を持つものを社会や、政府が公認したことになります。現在、家族や地域社会などの共同体の機能が損なわれ、けじめのないいい加減な結婚、離婚が増え、離婚率が上昇するのはよくわかると思います。それを原因として、悲しい思いをする子供が増えることになると感じております。

たとえば日本のお墓を考えてみてください。たくさんの家名が明記され、違和感を感じることはありませんか。墓の表記や承継の在り方など多くの問題点が出てくると感じております。家庭の機能として、次代を担う子どもたちを育てるというものがありますが、選択的夫婦別姓制度導入は夫婦の都合は述べるが、子どもの都合については何も考慮に入れていないと感じます。いわゆる家族がばらばら、健全な成長のことを考えたときに、夫婦、家族が一体感を持つ同一の姓であることがいいと考えられます。現状の夫婦同姓制度は、将来子どもたちに悲しい思いをさせないよう、他の議員におかれましても、選択的夫婦別姓の導入に、反対の賛同がいただけますようよろしくお願ひいたします。以上をもちまして討論を終ります。

○議長（山路 有君） つぎに、賛成討論はありませんか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 6番、石原です。わたしは請願第1号、1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、賛成の立場で討論します。別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は切実です。現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓をしている人や事実婚を選ぶカップルもいます。

また、苗字を変えないといけないなら、結婚をあきらめるという人も出てきていると聞きます。昨年6月に別姓導入を提言した経団連によれば、パスポートに戸籍の名前と通称を追記しても、海外では理解されず、トラブルのもととなります。また、国際的な論文では、戸籍の名前で論文を提出するため、改正をした場合結婚前のキャリアが無駄になってしまいます。

通称の単独使用という案も出ていますが、自分の一部を失うようなアイデンティティーの喪失は解消できず、名前は人権といわれるよう人に権尊重の観点からも、通称使用では不十分といわざるを得ません。また、法制審議会においても、通称利用は混乱をもたらすものとされています。国連の女性差別撤廃条約を日本も批准しています。そのための国内法の整備をしないといけませんが、一向に進まず、国連の委員会から4回目の勧告が出されており、これは早期に解決すべき問題です。夫婦別姓を認めるほかの国々で不都合なことが起きているわけでもなく、また、とくに家族関係が悪いということはありません。共同通信社の世論調査では、別姓賛成が71パーセントで、反対の27パーセントを大きく上回っています。選択的別姓ですので、結婚して同じ姓を選ぶ人たちには何ら不都合があるわけではありません。

選択的夫婦別姓の実現は人権の問題です。一人でも望まない改正をしいられたり、結婚前の姓を使うことで困る人がいるなら、それを解決しないといけません。以上の理由から請願第1号に賛成いたします。皆様のご賛同をいただきますよう、お願いします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、討論を終ります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第32号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第32号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第33号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第33号日吉津村税条例の一部を改正する条例を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 議案第34号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第34号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、討論を終わります。これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第35号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第35号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）を議題とします。本案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長です。ただいま議題となりました議案第35号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について提案理由を申し上げます。歳入歳出それぞれ1,000万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ34億5,629万5,000円とするものでございます。内容につきましては、副村長のほうから、ご説明を申し上げます。

○議長（山路 有君） 小原副村長。

○副村長（小原 義人君） 失礼します。それでは歳出の主なものからご説明申し上げますので5ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費に935万1,000円の増額を計上しておりますが、これは令和7年度の課税状況の確定に伴い、令和6年度中の定額減税を満額受けられなかった差額について、物価高騰対応重点支援調整給付金の支給見込が増加したことによる、扶助費の増額が主なものです。第6款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費におきまして、アンテナ店舗整備事業補助金4,585万円を計上しておりますが、これはアンテナ店舗整備事業を、委託料から負担金補助及び交付金へ組み換えを行ったものであります。第8款消防費、第1項消防費、第1目非常備消防費に2万7,000円の増額を計上しておりますが、これは日吉津村消防団が、6月8日に開催された西部消防ポンプ操法大会において優勝され、7月6日に鳥取市で開催されます鳥取県消防ポンプ操法大会に出場されるにあたり、テント等の物品運搬に使用する2トン車の、トラック借り上げ料であります。

つづいて歳入の主なものについて説明申し上げますので、4ページをご覧ください。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では962万5,000円の増額を計上しておりますが、これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の増額によるものです。

以上、議案第35号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。きのう本追加議案が手元にまいりました。この中で、やはりこの6月の定例会でも質疑をさせていただいた部分もあるかと思いますが、この商工費の、商工振興費のひえづ物産新鮮市場の、この空きテナントの場所にアンテナ店舗の整備事業が計画をされて、4,585万円ということで約4,600万の投資ということが発表されました。それで今回、ここで補助金でなくて委託料として費目計上されていたものを、なぜ、わざわざこの場に及んで本定例会で、組み換えをされておられるのかなというふうに、若干この部分では懐疑的に思うんですが、これは今定例会に出された議案でしたかいね。5月でしたか。ということでお5月だという、私の勘違いもあったんですね。同一議案同一定例会に出せないということだったので、そこを私は勘違いをしておる部分があったので、その部分はうまく5月でやって、6月にということを計画されたのかはわかりませんが、その中でですね、質疑の内容をきっちりしたいと思います。

これ、なぜ、組み換えを委託料から補助金に替える必要があったのか。その内容はただ節の振替ということの説明だけしかないので、これは骨子としてはなぜこれが必要のかということを、まず、ご回答いただきたい。

それからですね、それであれば委託先であったところは、前回の質疑の中でわたしは、おのずとここで工事代金入ってくるのでということで、工事の発注先の云々ということを私は問った記憶があるんですが、そうしていくと、ひえづ物産の方にこれを委託をして、ひえづ物産の方が発注をしていくんですよということの、回答であったようにわたしは思っております。そうしていくと、今回これを委託から補助金ということで、これは公社を設立されましたから、ひえづ物産ではなくて、これは公社の方に補助として補助金を村費を出していって、ということになるわけでしょうかね。まず、その振替の必要だったのがなぜか。それからこの補助金の行先はどこにいくんでしょうか。まず、こここの点を2点。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。橋井議員のほうからありましたように、これ補正予算で議決をいただいているものでございます。5月9日の臨時議会で、議決承認をいただいたものでございまして、村内のアンテナ店舗の整備ということでご

ざいます。現在新鮮市場の空き店舗部分を活用して、こちらにアンテナ店舗を整備をする計画で、検討を進めているところでございます。

整備内容につきましては、現在検討中でございますけれども、これは当初は村の方から株式会社ひえづ村づくり公社、またはひえづ物産の方に委託をして、実施をするということを考えておったところでございますけれども、この検討を進める中で会計士の方に相談をしたところ、この実際の事業、アンテナ店舗の運営になりますけれども、これを行う社、運営する社が主体となって整備をした方がのちのち整備の故障等があった場合にも対応がしやすいということ。また、委託費でこれを会社の方が受け取った場合には、法人税の方が発生をするということでございまして、立ち上げ間もない公社には、負担が大きいのではないかというふうなアドバイスをいただいたところでございます。

そういうことを受けて、この度委託として組んでおったものを、補助ということで組み替えをさせていただきたいというものですございます。あの説明の中でも申し上げましたけれども、どちらを実施主体にする、委託先にするかというのは検討していくところでありますけれども、株式会社ひえづ村づくり公社の方に補助をして、そちらが主体となって整備をするというような計画で考えております。以上でございます。

○議長（山路　有君）　橋井議員。

○議員（8番　橋井　満義君）　今の説明でわかったことは、なぜ、これが振替が必要であったかという問い合わせについては、まず、当初はこの委託料を、ひえづ物産あるいは村づくり公社のどちらかに委託をし、その運営主体になる方に委託してやっていくと、しかしながらこれを精査したところが、これらについては税務上の利益等発生の場合の税務処理について、これは若干の不都合があるということで、これは費目として補助金という扱いにして、補助金で行うということがわかりました。そしてこの補助金の先はどちらにする、どこに行くのかなということに対しての回答は、ひえづ物産ではなくて、新に設立をされたこの公社に対して、補助を行うよということがわかりました。

それで、次にお聞きしておかなくちゃいけないのは、今後、仮にこの公社がここの4,100、4,600万のお金を使って、ひえづ物産の中にこういった拠点基地を、キーステーションを作られてそこに入店をされていく、ということは、そこで居を構えられるということは、その家賃なり敷金等、さまざまな賃金をひえづ物産に対して納めて行かなくちゃいけないなというふうに私は思うんですが、そうしないとここだけタダで入らせておくということは、新鮮市場の運営上全く道理に合わないことが出てくるというふうに思うわけです。

そしていくと、村の方からお金を公社に出していく、その公社からの収益がひえづ物産に入っていく、ということで順繰り順繰りこれは村、公社そしてひえづ物産ということの、この3点セットがぐるぐるぐるぐる回って、まったくこれは収益がも

う本当にどこで儲かっているのか、どこで損益があるのかという、訳の分からぬ会社組織のホールディングス会社に私はなっていくんじやないかなというふうに思うんですが、その点の利益関係、そしてこのここが収益を上げいって、初めてここの事業が実のあるものになるように私思うんですが、その点のマネジメントについてはどのようにお考えなんでしょうかね。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。整備主体であり運営主体が、ひえづの村づくり公社ということでございますので、基本的にはこの公社からひえづ物産の方に家賃は、テナント料は支払うというような流れになるかと思います。どういった金額で支払っていくか等については、非常にあの公益性の高い事業だというふうに考えておりますので、その辺りはまた、ひえづ物産の方で検討していく余地はあるかなというふうに考えているところでございます。

したがいまして、村の方からこの公社にこの家賃部分を補填をして、それをひえづ物産の方に支払うというような構図は考えておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 3回目です。橋井議員。

○議員（8番 橋井 满義君） これで最後になりますので、確かめておきたいなということを、最後に申し上げて終わりたいと思います。この6月には、ひえづ物産の監査報告なりが添付されて報告されました。これに基づいてですね、この監査大事なことなんで、うなばら福祉事業団もなくなつて、今村の管轄しているのはひえづ物産だけになっておりますので、ひえづ物産の監査報告書の中に、私、監査立会人の方の誰の誰べいさんが、監査において立会人というこの名称で記載されておりますが、ちなみに今後も、これからもっと重要な役割になってくると思いますけども、この監査立会人の方の性格といいましょうか、ひえづ物産に対するこの方の立ち位置、それから責任分担、それらについてはどのようにこれなつておるんでしょうか。

今後は重要なことだと私は思っておりますので、今までうなばら荘なんかでは昔は助役がやっておりましたよね。それ記憶ありますよ、私。

そういうこともありますので、そのことであれば、今、そこに立派な副村長がおられますが、その点もうちょっと視野に入れた私答弁をいただきたいなというふうに思って、私は終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ひえづ物産の方の、監査立会人の方の件でございますけど、こちらの方につきましてはこのひえづ物産での事務に関して、委託をさせていただいているという関係性でございます。この、ひえづ物産の立ち上げ当初からずっと関わつて来ていただいているということで、非常に会社の内容についても、あるいはテナントの皆さんとの関係性についても、非常に重要な役割を担つていただいてるというふうに考えているところでございます。今後の体制につきましては、今何とも

申し上げることはできませんけれども、また必要に応じて検討していくことがらだろうなっていうふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。まず1点目は、先程の議論にちょっと繋がる議論なんですけれども、アンテナ店舗を整備するということについては、前の議案質疑かな、私質問したんですがその時に、私の勘違いだったらですけども村づくり公社がこのテナントに入るということではなくて、村づくり公社はあくまでその新しい取り組みをするんだということで、公社がテナントのスペースに入るんですかって言ったら、そうではないと伺ったような気がしております。その辺の方針があの多少変わったのかという点がまず1点です。

それからもう一つは、今の話で結局ひえづ物産になるかあるいは村づくり公社になるか、でも今の村長では、村づくり公社に補助をするという方向だという話なんですけども、アンテナ店舗をその村づくり公社に補助金出して、村づくり公社が主体となって整備するっていう場合になると、その整備した物っていうのはその会社の資産になるのかなというように、素人考えで思うんですけども、あのそういう形の理解になるんでしょうか。

それともう一つ、従来の新鮮市場のテナントさんに、同様のような備品はともかくとして、整備をされた場合のその取扱いというのを、あるいは整備そのものがあったかどうかってですね、その辺のことともお聞かせいただきたいなと、大まかにあの3点になろうかと思います。

それからの別の項目ですが、企画費のところでホームページの改修委託料ということで54万ってありますが、これは具体的には村のホームページだろうと思いますけども、どういった改修が、臨時的に必要になってきたかという辺をお聞きできたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。前田議員からのご質問がございました。アンテナ店舗の関係で、公社がテナントに入るかどうかということでございますけど、当初から公社がテナントに入るということもですね、想定しながら進めているところでございまして、そのように説明してまいりたと思ってるんですけども、決してそれを否定して、ご説明したというつもりはないということでございます。資産の関係ですけれども、これ資産、実施主体が公社ということになりますので、公社の資産ということになってまいるかと思います。

最後に、あの既存テナントへの補助でございますけれども、こちらにつきましては私も全てを把握してるわけではないですけれども、基本的にはないものと思っております。それぞれやはり事業者さんの方で、あの躯体に関するところはひえづ物産

で整備をしながら、中の内装については基本的にはテナントさんの方でやっていただいているものと認識をしています。

それホームページの改修の関係ですけれども、これ当初予定をさせておりさせていただいておりましたものから、増額が見込まれるということでその増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） アンテナショップについては、結局、事務所的なものはないんですかって話を確か聞いて、それはありませんということだったと思いますね。そういう点でいうと、公社が何かあそこに整備したりというふうなイメージではなかったもんですから、ちょっとなんか状況が変わったのかなというふうには思ったわけです。

それと村の方針については分かりましたけども、公社の資産ができるというふうなことについては、その辺どういったやり方が形としていいのかっていうのは、私にも今にわからに判断しかねますけども、引き続きその辺はよく検討されていたらなというふうに思います。公社のメンバーと言っても、あの伺ってるところは少人数のメンバーで、村長も取締役になってるということなので、その辺がよく整理して取り込まれんといけんのじやないかなというふうには思いますので、その点はよろしくお願ひします。

それからホームページについては、今聞きましたが、見込みよりも委託料がかかるというお話だったんですね。何か特段に充実を図るということではないわけですね。あの村のホームページは、正直って見にくいくらいという声をちょこちょこ聞くもんですから、そういうことを受けての改修なのかなと思いましたが、その点もう一度最後に答弁いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。確かに前田議員の方からご質問をいただいて、事務所が入るかと問われたのは覚えてます。事務所ではないので、それは違いますという、テナントと店としては入るという思いではあったんですけども、その辺がすいません、行き違いになっていたようで申し訳ありませんでした。あの今後もですね、会計士等々と専門家にも相談しながら、しっかりとした運営ができるようにと、心掛けてまいりたいというふうに考えております。

ホームページの関係につきましては、担当課長の方からご説明申し上げます。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の質問にお答えいたします。先ほど村長申しましたとおり、増額の必要が出てきたということでございますが、あの先ほど議員もおっしゃいましたように、よりホームページを見やすくしていくこうというところで、どのような改修をしていくかというところ具体的に詰めていく中では、やはり

トップページとか、検索がちょっとしにくかったりとか、村内の方、村外の方分けて、より見やすくしていくような形を工夫できないかというところで、さまざまな工夫を考えていく中で、やはり当初の予算では足りないということが出てまいりましたので、増額願いするところでございます。

○議長（山路 有君） 前田議員、最後になります。

○議員（5番 前田 昇君） 最後です。ホームページに関連しまして SNS での発信ということが、村民の方からは手軽でいいよと、村のホームページはなかなか見にくいということもあります、正直言って見ないんだっていう声もあるので、その辺も併せ持って、検討いただいたらなという思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁いいですね。

[「いいえ、答弁できれば」と呼ぶ者あり]

橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。ご指摘のとおりホームページが見にくいということも、村民さんの方からよくご指摘受けるところでございますので、より見やすくしていきたいと思いますし、また他の LINE やインスタとかですね、そちらの方もより情報発信できるように、充実してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論ありませんか。

[反対討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので次に賛成討論はありませんか。

[賛成討論なし]

○議長（山路 有君） ないようですので以上で討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 7 発委第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、発委第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悅郎君） 発委第1号、令和7年6月20日、日吉津村議会議長山路有様、提出者、総務経済常任委員長松田悦郎。地方財政の充実・強化を求める意見書について、上記と議案を蔑視のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書案、今地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX推進、脱酸素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

加えて多発する大規模災害への対応や、新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政事業又は不足する人員体制を顧みれば、今後はより積極的な財政確保を求められる。このため2026年度政府予算または地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められる賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

#### 陳情事項

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱酸素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財政の確保・充実をはかること。
2. 取り分け子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫したことから、引き続き地方単独事業も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り込みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財政偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要に不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

また、その一部において導入されている行政努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方公共税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6. 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったなったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分にみたすこと。
7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えており自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置がのこされていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
8. 自治体業務システムが標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁がはたせられるよう、必要な財源支援を行うこと。

以上、調理師法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。令和 7 年 6 月 20 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先額賀衆議院議長、関口参議院議長、石破内閣総理大臣、加藤財務大臣、村上総務大臣、福岡厚生労働大臣、中野国土交通大臣、平デジタル大臣、三原内閣府特命担当大臣様、以上です。

**○議長（山路 有君）** 説明が終わりました。この際質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

**○議長（山路 有君）** 全員起立と認めます。したがって、発委第 1 号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

---

### 日程第 8 発委第 2 号

**○議長（山路 有君）** 日程第 8、発委第 2 号 1 日も早く選択的夫婦別姓の導入をす

するよう求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○**教育民生常任委員長（河中 博子君）** 教育民生常任委員長の河中です。請願第1号の結果に基づき発委を致します。

発委第2号令和7年6月20日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中弘子。

1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。1日も早く、選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書案、別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実である。現行の民法では夫婦別姓でも婚姻が求められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられている。

夫婦同姓を強制している国は、日本以外ではなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反している。1996年に法制審議会が、選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して四半世紀が経過した。

国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や、国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。2015年及び2021年最高裁判所は、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断を示し、制度のあり方については、国民の判断、国会に委ねるべきだと強調した。国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代では、さらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっている。

よって、国においては1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和7年6月20日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先、衆議院議長額賀福志郎様、参議院議長関口昌一様、内閣総理大臣石破茂様。以上です。

○**議長（山路 有）** 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○**議長（山路 有君）** 起立少数と認めます。したがって、発委第2号は否決されました。

---

#### 日程第9 議員派遣の件について

○**議長（山路 有君）** 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。この件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第 10 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 10 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 11 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付ました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 12 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 12、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む、次期の議会運営について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和7年第2回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後2時39分 閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員